

# 税

所得 税  
市 県 民 税  
国民健康保険税

# の申告時期です

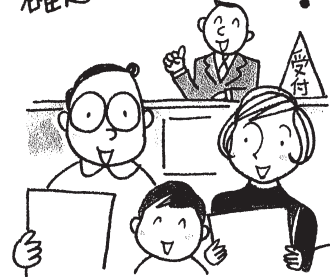
**【期間】2月16日(木)~3月15日(水)**  
**申告は正しくお早めに!!**

平成17年分所得の申告時期となりました。平成17年1月1日から12月31日の1年間の所得について計算の上、申告・納税してください。

申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。相談会場・相談時間は一覧表のとおりですので、気軽にご相談ください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産などの譲渡所得、住宅借入金等特別控除のある方、青色申告される方は、税務署で相談ください。

確定申告はお早目に!



## 期限内に必ず申告を!

この申告書は、所得証明書、老齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに関する諸証明が発行できません。期限内の申告、納税をお願いします。

## 雑損控除の翌年への繰越には申告が必要です!

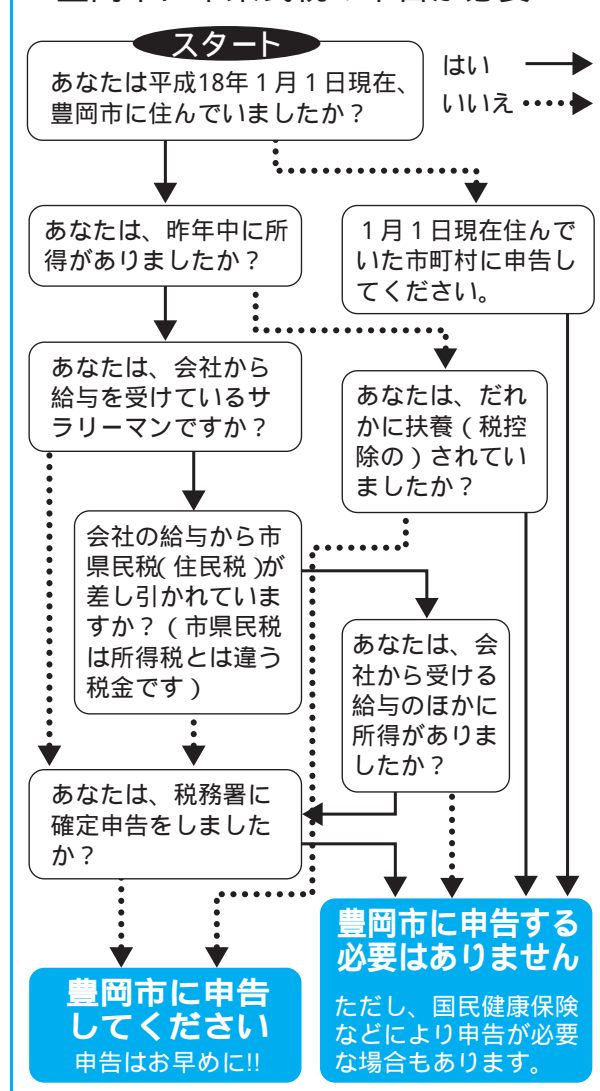
昨年の申告期間内に雑損控除の適用を受け、雑損控除額を所得から引ききることができなかった場合、翌年に繰越して17年分の所得から差し引くことができます。繰越の適用を受けるためには、17年分の所得がない場合でも確定申告または市県民税の申告が必要です。

## 必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談にお越しになる前に「平成18年度市県民税申告のてびき」をよくお読みいただき、帳簿などは整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成記入の上、必要な書類・証明書・印鑑を必ずお持ちください。

また、3月15日の申告期間近や市役所での申告相談は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ早目にお越しいただくとともに、所得税・消費税の申告をされる方は他会場(税務署、じばさん但馬など)での申告相談を利用ください。

## 豊岡市に市県民税の申告が必要?



# 市県民税・国民健康保険税の申告

## 申告の必要な方

平成18年1月1日現在、豊岡市に住所があり、平成17年中に所得のあった方は申告が必要です。この申告書は国民健康保険税の申告も兼ねていますので、**国民健康保険加入世帯の方は所得の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください。**申告がない場合、「低所得者軽減」に該当してもその適用を受けることができません。

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をされる方
- ・給与所得者の方で勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている場合

**給与と所得のほかに所得のある方、2カ所以上から**

**給与と所得のある方、または、雑損控除・医療費控除・寄付金控除の適用を受けようとする方は申告をしてください。**

また、収入が公的年金のみの方は申告不要の場合がありますので、詳しくは市役所税務課市民税係へ問合せください。

## 市県民税申告書（兼国民健康保険税申告書）用紙の配布

昨年申告書を提出された方には2月上旬に送付します。（2月10日以降は、各地区公民館にも申告関係書類を備え付けますので利用ください）

<問合せ> 税務課市民税係

☎23 - 1111、FAX24 - 7099

平成17年分所得申告に係る主な税制の改正点を8ページに記載していますのでご参照ください。

## 申告相談の会場案内

相談会場	2月									3月									相談時間 ( )は受付時間 12:00～13:00の間 相談は行っていません		
	16 木	17 金	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	27 月	28 火	1 水	2 木	3 金	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	13 月		14 火	15 水
豊岡税務署1階																					9:00～17:00
豊岡市役所本庁西別館 城崎総合支所 日高農村環境改善センター 出石総合支所																					(8:30～16:00)
竹野総合支所																					(8:30～16:00)
同上																					(9:30～15:00)
竹野・南地区公民館																					(9:00～15:30)
竹野・中地区公民館																					(9:00～15:30)
但東総合支所																					(8:30～16:00)
但東・資母地区公民館																					(9:00～15:30)
但東・高橋地区公民館																					(9:00～15:30)
じばさん但馬6階																					(9:30～15:00)
瀬戸公民館																					(9:30～15:00)
城崎大会議館																					(9:30～15:00)
ワークピア日高																					(9:30～15:00)
出石市民ホール																					(9:30～15:00)
但東市民センター																					(9:30～15:00)

但東・資母、高橋地区公民館の相談日程が申告のてびきと逆になっています。ご注意ください。

印は所得税の確定申告、 印は市県民税・国民健康保険税の申告（所得税申告も可）を行いますので、都合の良い日・会場を利用ください。

### 夜間相談の実施

2月24日(金)・・・豊岡市役所本庁西別館、城崎総合支所、竹野南地区公民館、日高農村環境改善センター、出石総合支所、但東総合支所

3月10日(金)・・・豊岡市役所本庁西別館、竹野総合支所、日高農村環境改善センター

受付時間 午後6時～8時(両日とも)

### 休日相談の実施

3月5日(日)・・・豊岡市役所本庁西別館、城崎総合支所、竹野総合支所、日高農村環境改善センター、出石総合支所、但東総合支所

受付時間 午前8時30分～11時30分

(午前中のみ、人数制限があります)

豊岡市役所本庁に申告相談で来庁された方は、駐車場が無料になりますので利用ください。

(相談会場受付で駐車券を提示してください)

**なお、午前の受付は11時30分までですが、人数制限をしておりますので早めに終了する場合があります。**

税務署は駐車場に限りがありますので、お越しになる際はできるだけ公共交通機関を利用ください。

## 平成17年分所得申告に係る主な税制改正

### 公的年金等控除額の改正

公的年金等の雑所得の金額の計算上、収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、65歳以上の方に対して上乗せして適用される部分が廃止されました。ただし、最低控除金額70万円については、65歳以上の方には50万円加算され、120万円とする特別措置が講じられました。

65歳以上の方に対しての公的年金等控除額

平成16年分まで

収入金額(A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超460万円以下	(A)×25% + 75万円
460万円超820万円以下	(A)×15% + 121万円
820万円超	(A)×5% + 203万円

平成17年分から

収入金額(A)	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	(A)×25% + 37.5万円
410万円超770万円以下	(A)×15% + 78.5万円
770万円超	(A)×5% + 155.5万円

### 老年者控除の廃止

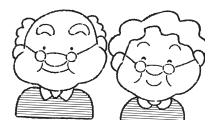
平成17年分から、年齢65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の方に係る老年者控除は廃止されました。

老年者控除が廃止されたことにより、寡婦(寡夫)控除が適用される場合があります。詳しくは税務課市民税係、豊岡税務署まで問合せください。

### 国民年金保険料等に係る社会保険料控除の添付書類

社会保険料控除のうち、国民年金保険料等(国民年金の保険料および国民年金基金の掛金)に係る社会保険料控除の適用を受けるには、国民年金保険料等控除証明書を添付または提示しなければなりません。

問合せ 税務課市民税係



## 豊岡税務署からのお知らせ

### 消費税の届出と記帳の準備はお済みですか？

課税事業者届出書の提出がお済みでない方はお早めに提出してください。課税事業者は日々の記帳と請求書等の保存が必要です。

平成17年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成19年分消費税の課税事業者となり、平成19年1月1日から帳簿の記載や請求書等の保存が必要です。

消費税および地方消費税の申告期限は3月31日(金)です。

確定申告書の提出は、自分で書いて郵送等で！

国税庁のホームページで申告書が作れます。

ページアドレス <http://www.nta.go.jp>

還付金の受取りは、口座振込で！

納税は、便利で安全・確実な口座振替を利用ください。

申告および納税は、自宅のパソコンからできる「e-Tax」が大変便利です！

利用開始は、申請から2カ月程度の日数が必要です。詳しくは「e-Taxホームページ」または豊岡税務署へ問合せください。



ページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

問合せ 豊岡税務署(豊岡市上陰) ☎22-2101

## 平成18年度から 県民緑税が導入されます

兵庫県では、緑の保全を県民総参加で支えるため、森林の整備および都市の緑化に用途を限定した「県民緑税」を導入することとなりました。

個人および法人の県民税均等割額に次の額を加えることとし、課税期間は平成18年度から平成22年度までの当面5年間としています。

県民緑税課税額

**個人** 800円/年(県民税均等割額1,000円と合算し、年額1,800円)

**法人** 法人県民税均等割額の10%(資本金等の金額により2,000円から80,000円までの金額)

個人市県民税均等割額

区分	市民税	県民税	合計
平成17年度まで	3,000円	1,000円	4,000円
平成18~22年度	3,000円	1,800円	4,800円

問合せ

兵庫県税務課税制企画係 ☎078-362-3086

豊岡市税務課市民税係

税の使途となる森林の整備や都市の緑化に係る事業の詳細については、次に問合せください。

森林の整備について

農林水産部豊かな森づくり室 ☎078-362-4192

都市の緑化について

県土整備部都市政策課 ☎078-362-3563